

# 入札説明書

(一般競争入札)

## 契約名称

令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム  
観測体制の強靱化(測定局耐震化等)業務

令和2年12月4日

福岡県環境部環境保全課

# 入札説明書項目

- ・ 入札説明書
- ・ 入札までの流れ
- ・ 入札参加者心得
- ・ 入札保証金・契約保証金についての注意事項
- ・ 仕様書
- ・ 契約書
- ・ 入札参加申請書
- ・ 入札書
- ・ 履行証明書
- ・ 委任状
- ・ 誓約書
- ・ 入札までの日程表

# 入札説明書

本案件は、令和2年12月4日(金)公告の令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)事業である。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和2年12月11日(金)午後5時00分までに書面にて下記2に掲げる所属に説明を求めることができる。

入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 現地説明会

- (1) 日時 令和2年12月10日(木)
- (2) 場所 仕様書指定の場所(大気汚染常時監視測定局)
- (3) その他 出席者は1者につき2名までとする。詳細については、下記2の部局と協議すること

## 2 入札

### (1) 提出場所

福岡県環境部環境保全課大気係(県庁行政南棟3階)  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3360(ダイヤルイン)  
FAX番号 092-643-3357

### (2) 入札書提出期限

令和2年12月17日(木)午後5時00分

### (3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書(別紙様式)を直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。期限内に必着のこと。)により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、本契約に要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 最低制限価格は設けない。

エ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

オ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「12月18日開封<<令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)事業>>に係る入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「12月18日開封<<令和2年度福岡県大

気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)事業»に係る  
入札書在中」と朱書きしなければならない。

カ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

キ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

### 3 入札保証金の納付期日

令和2年12月17日(木) 午前10時00分～午後3時00分

### 4 開札

(1) 日時

令和2年12月18日(金) 12時00分

(2) 場所

福岡県行政6号会議室(県庁行政南棟地下一階)

福岡市博多区東公園7番7号

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

## ～入札までの流れ～

### 1 入札説明会

入札説明会は行いませんが、現地説明会を12月10日(木)に行います。入札説明書を熟読のうえ、ご参加ください。

### 2 入札参加申請書の提出

入札参加条件は公告に記載しています。入札に参加を希望する方は、入札参加申請書(様式第1号)を12月15日(火)午後5時までに環境部環境保全課大気係に提出していただきます。提出がない場合は、入札には参加できません。郵送の場合は、書留郵便としてください。

また、入札参加申請書の提出者には、当該申請書の内容や、入札説明書に基づく業務内容等の確認・質問を行うことがありますので、ご回答をお願いします。

### 3 入札等に関する質問及び回答について

入札等に関する質問は、12月11日(金)午後5時までに環境部環境保全課大気係へ書面で行ってください(FAX可)。回答はFAX等にて12月14日(月)までに行います。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。

### 4 入札書の提出方法について

- (1) 提出方法については、環境部環境保全課大気係に直接持参するか、郵送のどちらかです。その他の方法は認めていません。
- (2) 直接提出する場合は、封書にして氏名(法人名)及び「12月18日開封《令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)事業》に係る入札書在中」と朱書きしてください。
- (3) 郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、提出期限日の12月17日(木)午後5時までに必着とします。その場合は、直接提出する場合と同様の方法により通常の封書にした入札書をさらに封書にし(二重封筒)、「12月18日開封《令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)事業》に係る入札書在中」と朱書きしてください。また、宛先は入札説明書記載の環境部環境保全課大気係宛となります。

### 5 入札書の日付と入札書の記名押印について

- (1) 入札書の日付は、提出期限である12月17日又はそれ以前の日付となります。日付のないもの、又は日付の記載誤りがある場合、当該入札書は無効となりますので、注意してください。
- (2) 代理人が入札書を作成する場合には、入札書の提出前に「委任状」を提出してください。その場合、記名・押印は、「委任状」で届け出たものを使用することになります。

### 6 入札書の書き方について

- (1) 金額、記名、押印がない場合は無効となります。金額の訂正も不可です。(数字の書き間違いに注意してください。)
- (2) 本事業に係る費用(税抜き価格)の総額を記載してください。

### 7 入札保証金について

- (1) 現金(小切手の場合は、銀行が振り出し又は支払保証したものに限りま
- す。)により納付する場合は、受入れの準備が必要になるため、12月17日(木)

の午前10時～午後3時に環境部環境保全課大気係に持参してください。

なお、委任状が提出されていれば、入札保証金納付の手続きは代理人の私印でできます。委任状を提出されない場合は、代表者印がないと納付の手続きができませんので、その場合はあらかじめ「保証金等納付書」を環境部環境保全課において入手し、必要事項を記入の上、代表者印を押印して持参するようにしてください。

- (2) 保証保険契約又は履行証明書による場合は、入札書の場合と同様に封書にして、氏名及び「12月18日開封《令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)事業》に係る入札保証保険契約証書在中」又は「12月18日開封《令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)事業》に係る履行証明書在中」と朱書きして、入札書の提出期限までに提出してください。
- (3) 保証金、保証保険及び履行証明書等の詳細な内容については別紙（「入札保証金・契約保証金」についての注意事項）を参照してください。

#### 8 開札について

- (1) 開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は「委任状」で届け出ている方に限ります。
- (2) 当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

#### 9 再度入札について

1回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員が立ち会っており、かつ、全員の同意が得られれば、その場で2回目の入札を行うこともあります。なるべくそのときの準備もお願いします。もしその場で全員の同意が得られない場合は、数日後にあらためて2回目の入札を行います。

ただし、いずれの場合も1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますので御注意ください。

# 入札参加者心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2 回目の入札に参加することはできない。
  - (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札。
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
  - (4) 入札書が所定の場所及び日時に到着しない入札。
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札。
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額の 100 分の 5 に達しない入札。
  - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札。
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
  - (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。  
また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑（私印）を押印すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

## ※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項 (熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。なるべく履行証明もしくは入札保証保険契約証書の提出をご検討ください。

① 入札保証金を納める。（金額は入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の5%以上）この場合、現金・小切手等（小切手の場合は銀行が振出又は支払保証をしたものに限る。）とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、環境部環境保全課にてお配りします。

② 入札保証保険に入ってその証書を提出する。（金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の5%以上）

保証期間は入札日から2週間程度の期間でお願いします。

保険契約者は、原則として福岡県の競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者です。

被保険者は、福岡県知事 小川 洋です。（福岡市博多区東公園7-7）

保険契約者の誤り、被保険者の誤り、保証期間の誤り及び保険金額の誤り等があった場合は入札が無効となりますのでご注意ください。

③ 履行証明を提出する。（様式は入札説明書中の「履行証明書」を参照）

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。他の支店・営業所の履行した契約の証明書でも問題ありません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の金額の20%を超える同種の契約実績を2件分ということになります。

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは履行が完了したことを確認できないため不可となりますのでご注意ください。

○落札後の契約保証金については、金額が変わりますのでご注意ください。

契約保証金・・・契約金額の10%以上

履行保証保険・・・契約金額の10%以上（保証期間は契約の始期から終期まで）

履行証明・・・契約金額の20%を超える同種の契約実績



## 令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)業務仕様書

本仕様書は、福岡県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)業務」について、必要な事項を定めたものである。

### 1 業務の概要

県内の大気汚染の状況を把握するために、甲が県内 14 か所に設置する大気汚染常時監視測定局において、地震等の災害発生時に測定局の倒壊や測定機器類の転倒等による機器の故障を防ぐため、測定局舎及び局舎内測定機器の耐震化・浸水・落雷対策を実施するもの。

### 2 仕様の範囲

契約の範囲は、本業務に必要な機器の設計・製作、機器の運搬、一時保管、据付、必要な配線作業、通信回線の確立、調整、検査、不要物の撤去・処分に関する一切とする。また、本業務に係る書類の作成の一切を含むこととする。

### 3 適用法令等

本仕様書に基づく設計、製作、調整、検査等は、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法令及び規格に定めるところによるものとする。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 日本電機工業会規格（JEM）
- (3) 電気規格調査会（JEC）規格
- (4) 国際標準化機構（ISO）規格
- (5) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集）
- (6) 建築基準法
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) その他関係法令及び関係規格

### 4 受託者の義務

乙は、本仕様書に基づく作業の実施にあたっては、特に以下の事項について留意すること。

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに甲と協議することとし、乙の一方的な解釈によって処理してはならない。
- (2) 測定局舎と測定機器は一体として保守管理していくことから、測定機器の特性等を十分考慮したうえで、測定局舎を設置すること。
- (3) 作業の実施にあたって、本仕様書に基づき誠実に作業を遂行するとともに、常に安全の確保に細心の注意を払い、必要に応じて施設管理者等の指示に従うこと。
- (4) 測定局舎に1次電源及びNTT回線を引き込むことを原則とし、具体的な引込方法は別途甲と協議すること。
- (5) 電力事業者、NTTへの申請等の諸手続きについては、必要に応じて実施すること。

- (6) 測定局舎据付、測定機器の移設等に必要な工事用電力及び引き渡しまでに要する電気使用料等の工事一切にかかる費用は、すべて乙の負担とすること
- (7) 機器の搬入、据付等に伴い、機器類や建築物に損傷を与えないよう、十分に注意すること。万が一、損傷が発生した場合は直ちに甲に報告するとともに、乙の負担で速やかに復旧させること。
- (8) 契約後、乙においてやむを得ない事由において仕様の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ甲の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定める協議を行った場合は、乙は1週間以内にその議事録を作成し、甲に提出してその承認を受けること。
- (10) 乙は、本業務の履行に関して知り得た相手方の業務上の秘密について、本業務の実施期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならない。
- (11) 本業務により撤去・廃棄処分する不要物は、法令に基づき、廃棄物として適切に処理すること。

## 5 提出書類

乙は契約締結後、以下の書類を文書及び電子ファイルとして提出するものとする。

提出書類名	提出時期	部数
作業工程表	契約後、速やかに	3部
据付等作業予定表	据付等作業の2週間前	3部
検査・試験成績書	検査・試験後2週間以内	3部
打合せ議事録	打合せ後1週間以内	3部
取扱説明書	納入時	3部
局舎製作写真	納入時	3部
完成図書	完成検査時	3部
その他甲担当者が指定する書類	その都度	必要部数

## 6 契約履行期間

委託契約締結日から令和3年3月23日(火)まで

## 7 業務実施場所

業務の実施場所は次の大気汚染常時監視測定局とする。詳細は別途打合せを行う。

測定局名称	所在地	測定機器等の設置場所	
		現在(移設前)	移設先
苅田	苅田町富久町 1-19-1	苅田町役場内	同左
田川	田川市大字弓削田 2838	旧船尾小学校内	同左
直方	直方市津田町 7-20	直方中央公民館敷地内	直方市直方 667-125
筑後小郡	小郡大字井上字尾辺田 438	県小郡採種採穂園内	同左
古賀	古賀市鹿部 401-3	国道3号線鹿部交差点西側	同左
篠栗	糟屋郡篠栗町大字田中 1-1	篠栗町総合保健福祉センター敷地内	同左

測定局名称	所在地	測定機器等の設置場所	
		現在（移設前）	移設先
飯塚	飯塚市平恒 1-47	飯塚市穂波 B&G 海洋センター敷地内	同左
朝倉	朝倉市杷木池田 483-1	杷木地域生涯学習センター敷地内	同左
八女	八女市立花町谷川 1156	八女市立花総合保健福祉センター敷地内	同左

8 納入期限

令和3年3月23日

9 測定局の耐震対策

各測定局で実施する耐震、浸水対策は次のとおりとする。

業務内容	測定局名称	苅田	田川	直方	筑後小郡	古賀	篠栗	飯塚	朝倉	八女
	1 局舎本体									
現在の局舎の撤去	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
局舎の新設	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
局舎本体の耐震対策等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 観測機器										
機器ラックキャスターの固定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ボンベスタンドの固定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 電気、光回線										
電気の引込み	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
光ケーブルの引込み	-	-	○*	-	-	-	-	-	-	-

※2回線引込み（大気常時監視用、監視カメラデータ収集用各1回線）

(1) 共通

- ・測定機器等を既存の設置場所から、7に示す移設先に移設すること
- ・測定機器等の移設先において、機械ラックキャスター、ボンベスタンドの固定など、地震等の災害発生時に測定機器の転倒等による機器の故障を防ぐための対策を講じること。
- ・機器ラックキャスターの固定については、各機器に対し、転倒防止ベルト用フックを一か所あたりのねじ（M4×15mm以上）4本以上で床面に固定したものを4か所以上設置し、転倒防止ベルト（幅25mm以上）を2本以上設置すること。ただし、機器の保守点検に支障が出ないような固定方法とすること。
- ・ボンベスタンドの固定については、ねじ（M6×15mm以上）4本以上で床面に固定すること。
- ・その他、転倒により測定機器の破損等の可能性がある備品についても、耐震対策を講じること。

(2) 直方測定局

- ・甲が指示する場所に、新たな測定局舎を設置すること
- ・測定機器の移設に伴い必要となる電気及び光ケーブルを、新たな測定局舎に引き込むこと
- ・光ケーブルについては、既存の回線の移設および新規1回線を敷設すること。
- ・直方市中央公民館敷地内の既存測定局舎内の測定機器を新たな測定局舎に移設するとともに、既存測定局舎の設置場所について、原状回復（地下の配線及び基礎の撤去含む）を行い、既存測定局舎等の不要物を廃棄処分すること。
- ・移設可能な分電盤は流用すること。
- ・既存測定局の風向風速計設置場所（健康福祉課別館屋上）について、原状回復（風向風速計の固定のため壁面に空けたボルト穴等のコーキング等）を行うこと。
- ・既存測定局の引込柱及び引込柱に敷設されている直方市健康福祉課別館の電話回線については撤去しないこと。
- ・既存測定局舎工事に係る日程については、甲及び直方市中央公民館担当者と事前に協議し了解を得ること。
- ・既存測定局舎に設置する風向風速計、PM2.5 測定器を、新たな測定局舎の近傍に移設すること。詳細な設置場所は、甲が指示する。

10 測定機器の移設・管理

(1) 移設を実施する測定機器は次の機器とする。

測定局名称	硫黄 酸化物	浮遊粒子状 物質	風向・風速	窒素 酸化物	オキシダ ント	微小粒子 状物質	その他
荇田	紀本 SA-731	紀本 PM-711	光進工業 MVS-350	紀本 NA-721	東亜 DKK GUX-353B	紀本 PM-712	
	SAP-700						
田川	紀本 SA-731	紀本 PM-711	光進工業 MVS-350	東亜 DKK GLN-354B	東亜 DKK GUX-353	紀本 PM-712	
	SAP-700						
直方	東亜 DKK GFS-327B	東亜 DKK DUB-317C	光進工業 MVS-350	紀本 NA-721	紀本 OA-781	紀本 PM-712	
	GFS-327C						
筑後 小郡	紀本 SA-731	紀本 PM-711	小笠原 C-W503	紀本 NA-721	東亜 DKK GUX-353	紀本 PM-712	東亜 DKK GHC-355B 東亜 DKK GUX-313 気象観測装置
	SAP-700						
古賀		東亜 DKK DUB-242	光進工業 MVS-350	東亜 DKK GLN-354B		紀本 PM-712	東亜 DKK GFC-351B
篠栗	東亜 DKK GFS-312B	東亜 DKK DUB-317B	小笠原 C-W105	東亜 DKK GLN-354B	東亜 DKK GUX-353B	東亜 DKK FPM-377B-1	
	GFS-327B						
飯塚	東亜 DKK GFS-312B	東亜 DKK DUB-317B	小笠原 C-W105	東亜 DKK GLN-354B	東亜 DKK GUX-353B	東亜 DKK FPM-377B-1	
	GFS-327B						
朝倉	東亜 DKK GFS-312B	東亜 DKK DUB-317B	小笠原 C-W105	東亜 DKK GLN-354B	東亜 DKK GUX-353B	東亜 DKK FPM-377B-1	
	GFS-327B						
八女	東亜 DKK GFS-312B	東亜 DKK DUB-317B	小笠原 C-W105	東亜 DKK GLN-354B	東亜 DKK GUX-353B	東亜 DKK FPM-377B-1	
	GFS-327B						

- (2) 測定機器製造者等と十分に協議を行った上で、測定機器の移設を実施すること。
- (3) 現在の測定機器の設置場所を原状回復するとともに、測定機器の移設に伴い必要となる養生を行い、甲の確認を受けること。
- (4) 測定機器の移設に伴い、測定機器を一旦保管する必要がある場合は、甲の指示する場所に測定機器を搬入し保管すること。
- (5) 乙は(2)、(3)、(4)に関して必要な経費を負担すること。

#### 11 機器の据付・調整

- (1) 乙は、機器の据付・調整にあたって、事前に作業内容、予定期日、作業員数等を記載した据付等作業予定表を甲に提出すること。
- (2) 乙は、測定機器の据付・調整が終了した後、正常に作動されることを確認し、甲の承認を受けること。

#### 12 テレメーターシステムとの接続

- (1) 既存のテレメーターシステム「福岡県大気汚染常時監視システム」の子局の移動、接続については、乙が実施すること。
- (2) 「福岡県大気汚染常時監視システム」への接続に際しては、当該システムの保守を甲から受託する「富士通 J a p a n 株式会社九州支社」と協議・調整のうえ、実施するものとする。
- (3) (2)に関する「富士通 J a p a n 株式会社九州支社」との契約及び費用負担は甲が実施する。

#### 13 測定局舎の仕様

直方局に設置する測定局舎は、以下の仕様と同等以上の新品とし、測定局舎として必要な付帯工事及び付属品等の設置を含むものとする。なお、使用条件は次のとおりとする。

- ・外気温度：-10℃から+45℃
- ・外気湿度：30%から95%（相対湿度）

##### (1) 測定局舎

- ・ステンレス製、アルミ製又は鉄製（いずれも防錆塗装等）のコンテナ（物置も可）タイプとする
- ・寸法は、間口 3,800mm 以上×奥行 2,000mm 以上×高さ 2,300mm 以上とする。ただし、床面積を 10m<sup>2</sup>未満とすること
- ・測定局舎及び付属品は、「環境大気常時監視マニュアル第 6 版（環境省水・大気環境局）」に掲載されている基本仕様を満たすこと
- ・振動、衝撃に耐え、雨水等の漏水対策、腐食対策を講じた設備とすること

##### (2) 測定局舎の構造

###### ア 屋根及び壁

- (7) 外壁の厚さは 0.8mm 以上とすること
- (8) 外壁と内壁の間に厚さ 50mm 以上の断熱材を設置すること
- (9) 気象観測用ポールを固定するための、ワイヤー等を設置できる構造とすること

## イ 床部

- (7) 備え付ける機器は、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定器、風向風速記録器、窒素酸化物自動測定器、オキシダント自動測定器、微小粒子状物質自動測定記録器及びテレメータ子局とし、機器の荷重及び保守作業に耐えうる構造とすること
- (4) 帯電防止用シートを敷設すること
- (6) 必要に応じ断熱材を吹き付けること

## ウ 出入口

- (7) 開口部の高さは1,800mm程度で、幅は測定機器の搬入に支障がない大きさとし、こと
- (4) 雨水等の侵入を防ぎ、密閉性を有する構造とし、こと
- (6) 施錠可能であり、鍵を3組準備すること

## エ 基礎

- (7) 設置の支障となる障害物を除去し整地を行った後にベタ基礎を施し、地上高約10cm上げること
- (4) 局舎をアンカーボルト等で固定するか、それと同等以上の性能を有する方法で固定すること

## オ 気象観測用ポール

- (7) 風向風速計発信器をポール塔頂点部に設置できる構造とし、こと
- (4) ポールの設置場所は測定局舎の壁面または地面とし、ワイヤー等で十分な転倒防止対策を実施すること
- (6) ポールには、安全に塔頂部に到達できるよう昇降設備等を設置すること
- (5) 台風等の強風に耐えられる材質、強度とし、こと
- (4) 塔頂高さは地上高さから10mとするが、障害物等の要因で10mの高さが確保できない場合は、「環境大気常時監視マニュアル第6版（環境省水・大気環境局）」に記載されている条件を満たす高さとし、こと

## カ 吸引口

- (7) 大気試料を採取するための吸引口を設け、吸引管を設置すること
- (4) 吸引管は雨水等が入らないように下方に曲げ、配管は極端な屈曲にならないように注意するとともに、先端が地上から3m～10mの高さになるよう設置すること

## キ 引込管等

- (7) 電源、NTT回線、風向風速計発信器及び微小粒子状物質自動測定機等からのケーブルを、測定局舎内へ引き込むための引込口を設置すること
- (4) 引込口は保護管で保護すること
- (6) 受電用のケーブル留め金具を設置すること
- (5) 電源及びNTT回線を引き込むために必要な引込柱を設置すること（共用可）
- (4) 引込柱は、台風等の強風に耐えられる材質、強度とし、こと

## ク 換気口等

吸気及び排気（換気扇と併用）ができる孔を開けること。また、エアコン用の孔を設けること。

#### ケ その他

- (7) 測定局舎内は、測定機器に影響が出ない温度・湿度とすること
- (4) 内装や外装には炭化水素やアルデヒド類などの化学物質の低減に留意し、測定項目に対する阻害物質の影響がないこと
- (9) 吸引口及び引込管の設置数、並びに吸引口及び換気口等の各設備の配置は、別途協議すること

### (3) 付属品

#### ア エアコン

- (7) 冷房用のエアコンを設置すること（アースを含む）
- (4) エアコンは冷房能力 2.2kW 程度で、省エネタイプのものとする
- (9) 停電後復電時に、自動復旧する機能を有すること

#### イ 換気扇

- (7) 室内換気のための小型換気扇を設置すること
- (4) 設定温度以上になると運転し、設定温度以下になると自動停止する機能を有すること

#### ウ コンセント

屋内に抜止め付き接地コンセントを 2 口で 7 か所、外壁側面に屋外用防水コンセント（抜止め付き接地コンセント、プラボックスに収納）を 2 口で 2 か所に設置すること

#### エ 室内照明

30W 以上 1 灯式 LED 照明を 2 か所に設置すること

#### オ 分電盤等

- (7) 測定局舎に、30A 屋内分電盤（単相 3 線 AC200/100V60Hz、ブレーカー付）を設置すること
- (4) 測定局舎内に配電するための回線を製作すること
- (9) 分電は、原則 1 つの測定機器ごとに 1 系統設け、エアコンについても単独系統とすること
- (5) 避雷器を設置すること
- (4) アース工事をすること（D 種以上）

#### カ 銘板

県名及び測定局名を表示した銘板を設置すること

#### キ その他

測定機器、エアコン及びコンセント等の各付属品の配置は、別途協議すること

### 14 検査及び引渡し

乙は機器の据付け、調整完了後、甲立会いの上、検査を実施する。検査結果が不合格の場合、乙は指摘事項について改修するものとする。また、検査の合格後、提出書類の提出をもって検

収とし、引渡しを行うものとする。

#### 15 保証及び保守

- (1) 本業務にて納入した設備の保証期間は、検収日の翌会計年度末（令和4年3月31日）までとする。ただし、メーカーの保証期間が検収日の翌会計年度末を越える場合は、その期間とする。
- (2) 乙は、保証期間内に発生した故障、破損、変質、性能低下またはその他欠陥事項については、乙の責任において必要な処置を速やかに無償で講じるものとする。

#### 16 技術指導

- (1) 乙は、甲に対し機器・設備の操作、本システムの運用及び日常の保守点検方法等について、必要な技術指導を行うこと。
- (2) 技術指導の方法、時期及び内容について甲と協議すること。
- (3) 技術指導に係る費用は、全て乙の負担とすること。

#### 17 費用弁償等

次の事項に係る経費は、全て乙の負担とする。

- (1) 事業実施に関連して第三者に与えた障害の補償等に関する経費
- (2) 運搬経費、賃借料、借損料及び搬入のために係る全ての経費
- (3) 書類の作成、技術者の派遣・滞在などの経費
- (4) 技術指導に関する経費

#### 18 かし担保責任

- (1) 本事業の検査完了後、かしが発見された場合、乙は無償で補修・追完を行うものとする。
- (2) 前項の規定による乙の責任は、本事業の検査完了日から12か月以内に請求があった場合に限る。



# 令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の 強靱化（測定局耐震化等）業務委託契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化（測定局耐震化等）業務（以下「業務」という。）とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和 年 月 日から令和3年3月23日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 (A) 契約保証金は、福岡県財務規則第170条第 号により免除する。

(B) 契約保証金は、金 円とする。

（法令等の遵守）

第5条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

（秘密保持）

第6条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、また本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（実績報告）

第8条 受注者は、仕様書の定めに従い成果品を納品し、発注者の検査を受け、業務の履行確認を受けなければならない。

2 修正が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと修正を行うものとし、その費用については全て受注者の負担とする。

（実施状況報告）

第9条 受注者は、発注者から業務の実施状況について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 受注者は、前2条第1項の規定による履行確認を受けたときは、請求書により発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、受注者に委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、本業務中または作業後といえども発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 この場合、受注者は発注者の責任による損害を除き、生じた事故に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても受注者の責任において解決するものとする。

(危険負担)

第12条 納入前に成果物に滅失又は損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第 14 条 発注者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって仕様書を変更することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第 15 条 発注者又は受注者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であつて、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の催告による解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第 13 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
  - 二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
  - 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
  - 四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
  - 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
  - 二 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
  - 三 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 七 第 20 条又は第 21 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 八 第 25 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
  - 九 第 25 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。  
(暴力団排除)
- 第 18 条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であると

きは、その構成員のいずれかの者。以下この状において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当することを知りながら、そのもと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし

て軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第 21 条 受注者は、第 14 条の規定による仕様変更により委託料の年額が 3 分の 2 以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 22 条 第 20 条第 1 項又は前条第 1 項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第 23 条 受注者は、業務の全部、又は一部の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(遅滞損害金)

第 24 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年 2.6 パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 25 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第 27 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

福岡県

代表者 福岡県知事 小 川 洋

受注者

住所

氏名

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (安全確保の措置)

- 第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定)

- 第5 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

### (持ち出しの禁止)

- 第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

### (利用及び提供の制限)

- 第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

- 第8 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 第9 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承



諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

**(資料等の返還等)**

**第10** 発注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

**(従事者への研修)**

**第11** 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

**(事故報告)**

**第12** 受注者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

**(調査)**

**第13** 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

**(指示及び報告)**

**第14** 発注者は、受注者がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

**(取扱記録の作成)**

**第15** 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、発注者に報告しなければならない。

**(運搬)**

**第16** 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

**(契約解除及び損害賠償)**

**第17** 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

# 入札参加申請書

福岡県知事 殿

事業者住所  
事業者名  
代表者名  
資格者番号  
※1

印

下記入札案件に参加したく申請いたします。

## 記

入札案件名	令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム 観測体制の強靱化(測定局耐震化等)業務
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※2	AA ・ A ・ B
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号)に 基づく更正手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中 であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・入札保証保険契約・履行証明書 その他( )
福岡県内に本店・支店又は営業所等を有する か	有する ・ 有しない

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人(支店長・営業所長等)に委任している場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載しています。

担当者

氏名	電話番号	メールアドレス FAX番号 (入札参加確認通知書送付先)

# 入札書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

代 理 人

印

¥

但し、令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)業務

- 福岡県財務規則を遵守し、入札いたします。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行っていません。

## 備考

金額欄は、契約希望金額に110分の100を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を記入すること

# 履行証明書

契約年月日	契約金額(円)	業務内容	契約期間	完了年月日	備考
			年 月 日 から		
			年 月 日 まで		
			年 月 日 から		
			年 月 日 まで		
			年 月 日 から		
			年 月 日 まで		

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

# 委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

(代理人) 氏名

印

(委任事項)

令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)業務に係る以下の事務

- 入札及び見積に関する事務
- 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務
- その他これらに付随する一切の事務

# 誓約書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

団体名

代表者

印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 契約書第18条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

## 暴力団排除条項第1項各号の解釈について

### (1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

### (2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

#### <契約書抜粋（暴力団排除条項）>

- 第18条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - 四 第1号又は第2号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約保証金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

## 入札までの日程表

令和2年度福岡県大気汚染常時監視システム観測体制の強靱化(測定局耐震化等)業務委託			
福岡県環境部環境保全課			
12月	4	金	公告・入札説明書の配布開始
	5	土	
	6	日	
	7	月	
	8	火	
	9	水	入札説明書交付締切 午後 5:00 まで
	10	木	現地説明会
	11	金	質問受付締切 午後 5:00 まで
	12	土	
	13	日	
	14	月	質問回答期限
	15	火	入札参加申請書締切 午後 5:00 まで
	16	水	
	17	木	入札保証金納付 午前 10:00～午後 3:00、 入札書提出締切 午後 5:00 まで
	18	金	開札 12:00～